

別記様式1

年度モニタリング(令和2年度)

| | |
|---------|---|
| 施設名称 | 佐倉市青少年体育館 |
| 施設概要 | 佐倉市青少年体育館 所在地:〒285-0823 千葉県佐倉市江原新田54番地 施設構造:木造1階建 敷地面積:3,633.03㎡ 延床面積:433.51㎡ 建築年月:1942年(昭和17年) [1988年(昭和63年)8月移築供用] 競技場(剣道・卓球・健康体操等可能)・更衣室・トイレ・事務室・倉庫 附帯設備:駐車場(12台収容) |
| 施設の設置目的 | 市民の心身の健全な発達とスポーツの振興を図り、明るく豊かな市民生活の向上に寄与することを 目的とした施設である。 |
| 指定管理者 | 株式会社オーエンス |
| 指定期間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 |
| 委託料 | 市民体育館、青少年体育館 2館合計 191,123,166円(令和2年度支払額 38,294,259円(2館合計)) |
| 市所管課 | 健康推進部生涯スポーツ課 |

①業務点検

| 評価 | 説明 |
|---------|----------------------------|
| S（優良） | 適格に実施され、特に優れた成果が認められる。 |
| A（適格） | 適格に実施されている。 |
| B（概ね適格） | 適格に実施されているが、改善の余地がある。 |
| C（要改善） | 適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。 |
| -（該当なし） | 該当する事例がない。または、評価することができない。 |

| | | | |
|------------|-------------------------------|-------------------|-------------|
| I 業務に関する基準 | | | |
| 1 基本事項 | | | |
| 開所（館）時間 | 開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P4「Ⅱ-1-(1)」 | |
| 管理範囲 | 管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P4「Ⅱ-1-(2)」 | |
| 利用制限 | 正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な利用に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P4「Ⅱ-1-(3)」 | |

| | | | |
|----------------|---------------------------|-------------------|---------------|
| 適正利用 | 利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P5「Ⅱ-1-(4)」 | |
| 利用料金 | 利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P5「Ⅱ-1-(4)」 | |
| 法令遵守 | 関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P5「Ⅱ-1-(5)」 | |
| 2 維持管理業務に関する基準 | | | |
| 清掃 | 屋内・屋外ともに美観が維持されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な環境美化に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(5)」 | |
| 清掃 | 清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な環境美化に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P6「Ⅱ-2-(1)」 | |

| | | | |
|-------|---------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 清掃 | 定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P6「Ⅱ-2-(1)」 | |
| 廃棄物処理 | 適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な分別・処分に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(2)」 | |
| 廃棄物処理 | 廃棄物の減量に務めているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な環境対応・リサイクルに努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(2)」 | |
| 環境衛生 | 必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な点検対応に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(3)」、P8「Ⅱ-2-(9)」 | |
| 環境衛生 | 快適に利用できる環境となっているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(3)」、P8「Ⅱ-2-(9)」 | |

| | | | |
|--------|----------------------------|-------------------|---|
| 公共料金支払 | 公共料金は滞りなく支払われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な支払いに努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(4)」 | |
| 景観維持 | 屋外の景観が維持されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な美化に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(5)」 | |
| 備品管理 | 備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(6)」 | |
| 備品管理 | 利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | B | B | 木造建築で移築後30年以上経過しており、経年劣化による修繕箇所も多くなっている事から、直ちに現状復旧できる状態が困難な物もある事から、対応可能な物かを判断し、順次計画的に更新します。 |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(6)」 | |
| 修繕 | 適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な修繕・報告に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(7)」 | |

| | | | |
|------|-----------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 修繕 | 利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な修繕対応に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(7)」 | |
| 修繕 | 消耗品の補充・管理は適正に行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・補充に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(7)」 | |
| 警備 | 入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な入退館管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(8)」① | |
| 警備 | 夜間・休所日警備に支障はないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な閉館後機械警備の実施に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(8)」② | |
| 保守点検 | 法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な法令点検の実施に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(9)」、P9「Ⅱ-2-(11)」 | |

| | | | |
|-------------|------------------------------|--|---------------|
| 保守 点検 | 点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な点検対応に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(9)」、P9「Ⅱ-2-(11)」 | |
| 安全 点検 | 施設内・施設外に危険箇所はないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な維持管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(6)」、P8「Ⅱ-2-(8)」、P9「Ⅱ-2-(10)」 | |
| 安全 点検 | 避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な維持管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P7「Ⅱ-2-(6)」、P8「Ⅱ-2-(8)」、P9「Ⅱ-2-(10)」 | |
| 駐 車 場 | 設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な維持管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(8)」、P9「Ⅱ-2-(10)」 | |
| 駐 車 場 | 事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な報告に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(8)」、P9「Ⅱ-2-(10)」 | |

| 3 施設運營業務に関する基準 | | | |
|---------------------------------|---|--------------------|----------------|
| 利用 手続 | 使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な利用手続きに努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P9「Ⅱ-3-(1)」 | |
| 利用 料金 徴収 | 出納簿等は整備されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な料金徴収に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P10「Ⅱ-3-(2)」 | |
| 利用 料金 徴収 | 現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | | 適切な現金管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P10「Ⅱ-3-(2)」 | |
| 利用 料金 徴収 | 利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な周知・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P10「Ⅱ-3-(2)」 | |
| 物 品 販 売 等 許 可 | 物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P10「Ⅱ-3-(3)」 | |

| | | | |
|------|-----------------------------------|----------------------|------------------|
| 記録業務 | 日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(4)」 | |
| 広報活動 | 利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な周知・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(5)」 | |
| 広報活動 | 各種広報活動により利用者への周知が図られているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な周知・管理に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(5)」 | |
| 広報活動 | パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・補充に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(5)」 ① | |
| 広報活動 | Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・銃砲発信に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(5)」 ② | |

| | | | |
|-------|---|--------------------|----------------|
| 意見等受付 | 意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(6)」 | |
| 意見等受付 | 受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な受付・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(6)」 | |
| 相談業務 | 相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 相談業務 | 相談事業の利用方法について周知は十分か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 企画事業 | 事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |

| | | | |
|--------------|------------------------------|---------------------|----------------|
| 企画事業 | 企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 留意事項 | 拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P11「Ⅱ-3-(7)」② | |
| 留意事項 | 管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P12「Ⅱ-3-(7)」④ | |
| 4 経理事項に関する基準 | | | |
| 区分会計 | 区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P12「Ⅱ-4-(2)」 | |
| 帳簿管理 | 帳簿書類等は適切に保存されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P12「Ⅱ-4-(3)」 | |

| | | | |
|-----------------|--|--------------------|----------------|
| 5 独自事業に関する基準 | | | |
| 事業計画 | 独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P12「Ⅱ-5」 | |
| 6 目的外業務に関する基準 | | | |
| 行政財産使用許可 | 目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 行政財産使用許可 | 目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| Ⅱ 運営体制・組織に関する基準 | | | |
| 1 基本事項 | | | |
| 労務責任 | 業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P14「Ⅲ-1-(1)」 | |

| | | | |
|--------------|--------------------------|------------------------------|----------------|
| 労務責任 | 業務従事者から労務に関する苦情等は出ていないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P14「Ⅲ-1-(1)」 | |
| 労務責任 | 労働時間の管理は適切になされているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P14「Ⅲ-1-(1)」 | |
| 資格・免許 | 必要資格及び免許等が取得されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P14「Ⅲ-1-(2)」 | |
| 許認可等 | 必要な許認可及び届出等が行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P14「Ⅲ-1-(3)」 | |
| 2 実施体制に関する基準 | | | |
| 人員配置 | 業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P14「Ⅲ-2-(1)」、「Ⅲ-2-(2)」 | |

| | | | |
|---------------------|--------------------------------------|---|----------------|
| 研修等 | 必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P15「Ⅲ-2-(3)」 | |
| 連絡体制 | 指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P15「Ⅲ-2-(4)」 | |
| 接遇 | 職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P15「Ⅲ-2-(6)」 | |
| 接遇 | 職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P15「Ⅲ-2-(6)」 | |
| 3 一部業務委託(再委託)に関する基準 | | | |
| 委託範囲 | 再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P16「Ⅲ-3-(1)」、「Ⅲ-3-(2)」、P16「Ⅲ-3-(3)」 | |

| | | | |
|-------------------|------------------------------|---|----------------|
| 報告 | 再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P16「Ⅲ-3-(1)」、「Ⅲ-3-(2)」、P16「Ⅲ-3-(3)」 | |
| 履行確認 | 再委託業務の履行確認は適切に行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P16「Ⅲ-3-(1)」、「Ⅲ-3-(2)」、P16「Ⅲ-3-(3)」 | |
| 4 運営協力体制に関する基準 | | | |
| 協力体制 | 関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 申請書類 P16「Ⅲ-4」 運営協力体制 | |
| 5 安全管理・危機管理に関する基準 | | | |
| 平常時 | 保守点検、巡視等は適切に行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P8「Ⅱ-2-(8)」、P9「Ⅱ-2-(10)」、P16「Ⅲ-4-(1)」 | |
| 体制整備 | 危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P16「Ⅲ-4-(2)」 | |

| | | | |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------|----------------|
| 体制整備 | 非常時の連絡体制は確立されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P16「Ⅲ-4-(2)」 | |
| 事故災害対応 | 事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 協定書 P15第54条 | |
| 損害賠償 | 第三者への損害賠償は適切に行われているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 保険加入 | 必要な保険に加入し、その範囲は適正か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P16「Ⅲ-4-(5)」 | |
| 6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準 | | | |
| 守秘義務 | 業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P17「Ⅲ-5-(1)」 | |

| | | | |
|--------|------------------------------|--------------------|----------------|
| 個人情報保護 | 個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P18「Ⅲ-5-(2)」 | |
| 情報公開 | 情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 情報公開 | 総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |
| 情報管理 | 情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P19「Ⅲ-5-(4)」 | |
| 情報管理 | 情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | - | - | |
| | 記載箇所 | | |

7 事業計画及び事業報告に関する基準

| | | | |
|------|------------------------------|--------------------|----------------|
| 資料提出 | 事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P19「Ⅲ－6－(1)」 | |
| 資料提出 | 事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P20「Ⅲ－6－(2)」 | |

8 連絡調整に関する基準

| | | | |
|------|-----------------------------|----------------|----------------|
| 連絡会議 | 市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。 | | |
| | 指定管理者 | 佐倉市 | 特記事項 |
| | A | A | 適切な管理・運営に努めました |
| | 記載箇所 | 業務基準書 P22「Ⅲ－9」 | |

意見記述欄

| | |
|--------------|--|
| <p>指定管理者</p> | <p>I. 業務に関する基準</p> <p>1. 基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用機会の拡大を図るために、休館日を毎月第2月曜日のみとして運営しています。なお、休館日には職員配置を行わないこととしているため、青少年体育館の管理を考慮し、休館日を市民体育館と同一日としないことで運営しています。 ・青少年体育館の予約などの基本的な事務は、市民体育館で行っています。 <p>2. 維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美観の確保、安心安全、衛生的な環境づくりに努めました。 <p>3. 施設運営基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営に係る事項について、定例連絡会議で報告・協議を行うように努めました。 ・地域特性等を考慮し、印南小学校関連活動等に広場提供しています。 ・隣接する旧職業訓練校を活用した地区社会福祉協議会活動を支援するために、トイレや広場の提供を行っています。 <p>4. 経理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館と共通の専用通帳により、市民体育館職員が収入を原則日々処理しています。 <p>5. 独自事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣に店舗がないことから、清涼飲料自動販売機を設置しました。設置に当たっては、建築物の美観を損ねないように、同色系シールを貼り付けています。また、設置位置が競技場入口脇となっていたが、佐倉市(生涯スポーツ課)から青少年体育館に設置の飲料水自動販売機について、口頭により移設検討について依頼を受け、市における歴史が薫るまちづくり、フィルムコミッション活動等における撮影希望時での移設可否問合せ、国登録有形文化財の指定を受けるための活動継続、強化など、総合的なまちづくり施策への協力要請があり、社内検討の後に通路脇部分に移設いたしました。 <p>II. 運営体制・組織に関する基準</p> <p>1. 基本事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定のスタッフに業務が集中しないようにシフトを作成しています。 <p>2. 実施体制に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員、スタッフの研修を実施し、スキルの向上に努めています。 <p>3. 一部業務委託(再委託)に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務について、可能な限り作業に立ち会うとともに状況を撮影し、月次報告等で報告しています。 <p>4. 運営協力体制に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市により、放射線量定点測定が行われています。 ・敷地内通路が印南小学校通学路指定を受けています。 ・印南小学校児童の校外学習に協力しています。 ・近隣保育園の運動会等に広場利用を許可しています。 <p>5. 安全管理・危機管理に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急搬送を伴う事故等が発生した場合には、市民体育館に連絡を入れ、指定管理者の様式により直ちに市に報告するようにしています。 <p>6. 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用団体の照会にあたっては、情報管理の徹底に努めています。 <p>7. 事業計画書及び事業報告に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書には、生じた問題や課題を漏れなく記載するように努め、市に施設の現状を的確に伝えるように努めています。 <p>8. 連絡調整に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例連絡会議の開催に当たり、事前に報告事項、打合せ事項等を送付するとともに、当日の会議の結果を追記し、双方が確認できるようにしています。 |
| <p>佐倉市</p> | <p>○青少年体育館は木造建築で移築後30年を経過しており、景観の維持という観点も併せた管理・運営が求められる施設になりますが、概ね良好な管理が行われているものと評価します。</p> <p>○建築物の経年劣化による修繕箇所が多くありますが、身近な修繕については随時対応していただいています。大規模な改修については市・指定管理者の双方で協議し進めてまいります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予約方法の変更、換気、アルコール消毒等、適切な施設運営を行っていただいています。</p> |

②利用状況等分析

| | 前年度実績値 | 今年度計画値 | 今年度実績値 | 対前年度比(%) | 対計画値比(%) |
|-----------|-----------|-----------|---------|----------|----------|
| 延べ利用者数(人) | 8,983 | 10,900 | 6,159 | 68.6% | 56.5% |
| 実利用者数(人) | - | - | - | - | - |
| 稼働率(%) | 65.4 | - | 66.8 | - | - |
| 利用料金収入(円) | 1,213,770 | 1,333,880 | 852,180 | 70.2% | 63.9% |
| 減免件数(件) | 4 | - | 6 | 150.0% | - |

意見記述欄

| | |
|--------------|--|
| <p>指定管理者</p> | <p>□利用人数の減少 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る休館の影響で、全体的な数値の減少に繋がっています。 ・稼働率は66.8%となっており、対前年1.4ポイント増加。新型コロナウイルス感染症対策として、利用できない施設が多くなった事から、活動場所を求めて青少年体育館を利用するなどが増加の要因となっています。今後も、予約の取り方を柔軟な対応にすること、空き時間を有効活用し、稼働率を上げることに努めてまいります。 ※稼働率は、市民体育館と同様に、開館時間に対する利用時間の割合で求めています。</p> <p>□利用料金収入 ・青少年体育館の利用料金は、従前より当日払いとして運用されてきており、(株)オーエンスが受託した後も、利用者の混乱等を避けるために踏襲しています。 ・2019年(令和元年)4月より利用料金改定が施行され260円値上がり、2019年(令和元年)10月より消費税増税に伴い30円の値上がりとなっております。今後も利用者のご意見ご要望に耳を傾けながら、出来る範囲の環境整備に努めてまいります。 ・2020年(令和2年)度は新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る休館の影響により、収入が減少となっております。</p> <p>□減免(免除)件数 ・免除は基本的に、佐倉市主催事業又はこれに準じる事業、佐倉市体育協会関係事業等となっております。基本的にその決定は市が行っています。2018年(平成30年)度6件と1件増加、2019年(令和元年)度4件と2件減少、2020年(令和2年)度6件と2件増加となっております。なお、条例上減免の規定はなく、指定管理者として独自に減免基準を設け実施する考えはありません。</p> |
| <p>佐倉市</p> | <p>○令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る休館のため、利用者人数は減少いたしましたが、稼働率は令和元年度を上回っており、安定的に施設運営ができていますと判断しています。 ○青少年体育館の利用は時間帯が固定化している傾向にあり、空き時間の有効活用が課題となっています。新型コロナウイルス感染症対策として、利用できない施設が多くなった事から、青少年体育館を新規で利用する団体が増えております。指定管理者の創意工夫により新規利用者の定着を図っていくことを期待しています。</p> |

③経営分析

| | 前年度 実績値 | 今年度 計画値 | 今年度 実績値 | 対前年度比 (%) | 対計画値比 (%) |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 収入(円) | 6,997,876 | 7,064,280 | 6,651,607 | 95.1% | 94.2% |
| 支出(円) | 3,695,904 | 7,064,280 | 3,840,126 | 103.9% | 54.4% |
| 収支(円) 〈収入-支出〉 | 3,301,972 | 0 | 2,811,481 | 85.1% | - |
| 利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉 | 17.3 | 18.9 | 12.8 | - | - |
| 人件費比率(%) 〈人件費/支出〉 | 68.5 | 44.8 | 64.9 | - | - |
| 再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉 | 16.8 | 17.4 | 16.5 | - | - |
| 利用者当たり管理コスト (円) (支出/延べ利用者数) | 411 | 648 | 623 | 151.5% | 96.2% |
| 利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数) | 633 | 526 | 930 | 147.0% | 177.0% |

意見記述欄

| | |
|-------|---|
| 指定管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年(令和元年)度は3,301,972円の黒字、2020年(令和2年)度は2,811,481円の黒字となっております。支出額は老朽化にともない、修繕修理費用は多くなっていく傾向が見られます。 ・2020年(令和2年)度は出入口鍵の修繕(60,500円)、男子トイレ洗面器修繕(45,100円)と、施設利用上で急を要する修繕はありませんでしたが、台風被害など修繕がまだまだ必要となる部分も多く、漏水が疑われている水道管、屋根の樋と瓦は現状破損状態にありますので、佐倉市と協議しながら修繕を計画的に行っていきます。また、トイレの水洗式洋式化、空調設備設置と強い要望もあり、こちらも緊急を要している課題であります。 ・今まで職員で整備してきた広場の草刈は、2018年(平成30年)度から年2回(7月・10月)専門業者に委託し、その分館内の清掃などに尽力するようになり、整備環境は良好に向かっていると考えられます。 ・競技場の状況(天井高が約4.5mと低く、壁が弱い(3面がガラス窓)等)、周辺の道路状況(道幅が狭く、主要道路交差点に信号機がない等)、トイレの状況(汲み取り式水洗便所)等を考慮すると、大会開催や多くの集客を伴う利用等には不向きな面もあります。よって、一度に収益を上げる事が出来ないのが現状であります。 ・市民体育館の稼働率の上昇に伴い、利用を希望されながら空き状況がない為に利用をお断わりする事態も発生しております。そのような時に、青少年体育館でも実施可能な競技であれば、案内する等の積極的な情報発信を継続、強化してまいります。 |
| 佐倉市 | <p>○令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に係る施設閉鎖により利用者数が減少していますが、収支は黒字となっており、安定的に施設運営ができていますものと判断しています。利用者の利便性向上に資するため、利益還元も視野に入れた対応をお願いいたします。</p> <p>○施設の老朽化に伴う抜本的な対応は市で対応を行ってまいります。日常的な修繕等については、引き続き指定管理者で対応していただくようお願いいたします。</p> |

④業務実施状況確認

【単年度計画】

| 事業計画・目標 | 実施状況・効果 |
|---|---|
| <p>○休館日の設定 休館日を毎月第2月曜日と年末年始とし、利用機会の拡大を図ります。</p> | <p>・利用者の増加に繋がりました。 * 予約等の事務は、市民体育館で行っています。 ・利用料金支払いが利用当日であること、予約受けを市民体育館事務としたことから、休館日に職員の配置は行っていません。</p> |
| <p>○施設利用拡大に向けた取り組み 青少年体育館の利用が、ほぼ特定の団体利用、個人利用に限定されている傾向にあることから、何よりも青少年体育館の「存在」アピールに努めます。</p> | <p>・ホームページを市民体育館との「共存」型とし、青少年体育館の存在をアピールしました。 ・市民体育館の予約が取れなかった団体に、積極的に紹介しました。 ・市民体育館館内にポスターを常時掲示しました。 ・市民体育館の競技場が確保できなかった団体の利用例が見られました。 ・市民体育館で発行した個人利用カードを共通券として利用できるように運営しています。</p> |
| <p>○広報活動 ①独自のホームページ開設と運用 予約状況の原則毎日更新により、利用者の活動計画策定支援、予約確認・会員連絡等利用者の利便性を高めます。 ②広報紙の発行 ニュースレターとして、適宜、課題等をとらえて発行します。 ③佐倉市HPにバナー掲載し施設の周知・利用拡大を図ります。</p> | <p>①ホームページでの予約状況の日々更新、館内への定期的な貼り出しなどにより情報発信の充実を図りました。また、市民体育館館内に設置したパソコンでも、青少年体育館の予約状況も確認できるようにしました。 ②課題を捉え適宜発行していますが、地域の保育園の運動会や小学生校外授業の様子など、青少年体育館を利用した地域行事等も発信しています。 ③利用者の拡大をはかるため、佐倉市HPへの市民体育館・青少年体育館のバナーを作成し、掲載を依頼した。</p> |
| <p>○物販事業 施設の立地環境を踏まえ、飲料販売を行います。設置にあたっては、環境に配慮します。</p> | <p>・指定管理者としても当初設置時より景観対策として、従前の「赤色」自動販売機から、外観と同色のシールを活用「建築物同系色」へと意匠変更(事業者変更)を実施しておりました。 ・フィルムコミッション等により撮影希望が寄せられるが、体育館正面入口の前の自動販売機の設置位置では映像に自動販売機が写り込むことが課題となっていました。国指定有形登録文化財等の動きもあり継続して活動して行きたい、歴史のまちづくりを進めていくという市政策方向等もあるのでぜひ移設を検討頂きたいとのことで、市と協議し2018年(平成30年)9月20日に移設工事を実施し完了しました。</p> |

【中・長期計画】

| 事業計画・目標 | 実施状況・効果 |
|--|--|
| <p>○より多くの人々が利用できる体育館づくり 市民の健康、体力づくりに対する意識の高まりを受け、今後は体育館においても個人利用が多くなるものと予測しています。個人利用カードの継続などにより、きめ細かなサービスを提供します。</p> | <p>・個人利用カードの市民体育館との共通券化を図りました。</p> |
| <p>○施設利用環境の向上 施設を継続して利用いただくために、快適な利用環境を提供します。スタッフによる修繕や環境整備作業などの充実を図ります。</p> | <p>・スタッフによる修繕や日々の維持管理に努めている。 2020年(令和2年)度 競技場天井灯交換91本 2019年(令和元年)度 競技場天井灯交換65本</p> <p>[作業実施方針] 天井高約4.5mを考慮し、一定程度の本数となった段階で一括作業としている。 * 卓球台上で照度測定 天井灯蛍光灯全灯状態としたエリアで、直下測定しても175 Em (lx)程度であり、JIS基準卓球練習時照度200Em (lx)は確保されていないことを確認。元来は武道場としての設定であったことからの制約があるものと推察する。追加照明は困難であることから、照度を確保するためには、アクリルカバーを取り去ることが最も適切な対応策であると市との協議のうえ決定した。2019年(令和元年)5月にアクリルカバー外しを実施。美的外観の問題もあることから、取外した部分は競技場内中央部分を中心に12ヶ所のみ。保管場所は市民体育館の4階を予定している。今後もし、館内の様子を撮影される等の予定が入れば、アクリルカバーを一時的に取り付ける予定。今後も照度の確保が検討課題として注視していきたい。 * 追加照明設備を加えない限り、照度を上げることはできないものと判断。 測定時は、数本の蛍光灯交換が終了していないが、卓球台に係るエリア上は全て点灯状態。全灯点灯としても、数値が大きく上昇することはないものと考えられる。 * 天井灯の状況等 全160灯＝[1基FL20W×5本]×[1列につき8基]×全4列 実施した利用者アンケートでも、「暗い」という意見が寄せられている。</p> |

意見記述欄

| | |
|--------------|---|
| <p>指定管理者</p> | <p>①予約受付、利用料徴収、施設の維持管理、独自事業の実施などの基本的事項については、市民体育館、青少年体育館のスタッフ連携により、的確に運営実施できているものと考えています。</p> <p>②競技スポーツの振興から生涯スポーツの振興へと、社会体育振興の位置付けは大きく変化し、この動きにどのように対応していくのが課題となっています。このため、従来の競技スポーツの利用に止まらない競技場の多様な利用について情報発信を継続していく必要を感じています。</p> <p>予約情報を、より多様に提供できるように、市民体育館館内にネットワーク接続していないパソコンを設置し、原則日々更新した予約情報を提供していることから、市民体育館でも青少年体育館予約状況を確認できます。青少年体育館への同システムの設置は、利用者が限られている傾向にある現段階ではニーズも少ないものと考えています。</p> |
| <p>佐倉市</p> | <p>○施設運営において、SNSの活用や、ホームページの随時更新など、市民が情報を取得しやすい施設にするべく工夫している点を評価しています。今後も市民が利用しやすい施設となるよう、創意工夫をお願いいたします。</p> <p>○コロナ禍において、利用者のため、予約方法の変更や新型コロナウイルス感染症対策を柔軟に行っていただいております。</p> |

⑤利用者満足度調査報告

| | |
|--------------|---|
| <p>実施方法等</p> | <p>□2020年(令和2年)度佐倉市民体育館利用者満足度調査 目標指標:第三者機関による利用者満足度調査結果において、「満足」及び「やや満足」の割合合計を95%以上としています。 *実施期間:11月16日～12月13日(28日間) 同期間において、佐倉市民体育館利用者満足度調査を実施 *調査対象:調査期間中、施設に来館した団体・個人に対して無作為に配布 *調査分析委託機関:株式会社バルク (東京都中央区日本橋馬喰町2-2-6 朝日生命須長ビル)</p> |
| <p>回答数等</p> | <p>○2020年(令和2年)度利用者満足度調査結果 ・配布調査票数:126票 ・有効回答数:66票 ・回答率:53.2% *(参考)2019年(令和元年)度利用者満足度調査結果 配布部数:164票 有効回答数 44票 回答率 26.8%</p> |
| <p>実施結果</p> | <p>【利用者満足度測定結果】 指定管理者管理運営事業計画書による目標:[指標]利用者満足度 第三者機関による利用者満足度調査結果において、「満足」及び「やや満足」の割合の合計を2024年(令和6年)度末95%以上とする。※市民体育館アンケート調査に準拠して設問等を設定しているため、第三者機関による調査に相当する調査であるものと判断しています。また、主的な分析とならないように留意しています。</p> <p>【満足度割合】 □第7回2020年(令和2年)度:77.6%(満足37.3%・やや満足40.3%) ・配布部数126票・有効回答数66票・回答率53.2% □第6回2019年(令和元年)度:82.1%(満足46.2%・やや満足35.9%) ・配布部数164票・有効回答数44票・回答率26.8% □第5回2018年(平成30年)度:71.9%(満足21.9%・やや満足50.0%) ・配布部数136票・有効回答数38票・回答率27.9%</p> <p>○委託事業者による分析結果 ◇満足度割合・継続利用意向 青少年体育館は満足度77.6%(満足37.3%・やや満足40.3%)となっており、不満・やや不満の比率の合計が22.4%と、不満が高くなっている。 継続利用意向は「利用したい」と「やや利用したい」の比率の合計が93.9%と非常に高い数値を示しており今後も継続して利用したい意向が伺える。</p> <p>◇年齢層 利用者の年齢層は60歳以上が約9割を占めている。さらに70歳以上は59.1%となり、去年度の58.1%から増加しており、今後もますます高齢化が進む事が推定できる。</p> <p>◇トイレへの要望 トイレと更衣室に対する不満が、特に女性から多くあがってきている。トイレの改修と共にシャワー室の設置について強い要望がある。市民体育館同様に水洗式洋式トイレとシャワー設置など環境を整え、利用者にとって満足度を高めながら継続利用して頂く事が課題です。</p> <p>◇利用目的 一番高い利用目的は仲間・友人との交流となっており、高齢者の社会的孤立化が昨今問題になっていることもあり積極的に交流し孤立しないようとする意識の高さが伺える</p> <p>◇施設・設備・清掃の状況 「入口やホールが清潔になっている」「敷地内樹木の手入れが行き届いている」「清掃・整理整頓が行き届いている」など高い評価を頂けている。 職員の日々の質の高い勤務態度によるものと自負します。今後も環境整備を心掛けた管理運営を行っていく所存です。</p> <p>◇職員の評価 「職員の対応が適切」「職員の接客態度が親切で丁寧」「職員の説明がわかりやすい」は「そう思う」「まあそう思う」の比率の合計が9割を超え、非常に高い満足度を示している。 今後もその姿勢は継続し、人的サービスの向上を図ります。</p> |

| 回答者の意見等 | 対応策等 |
|--|---|
| <p>【空調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏場は冷房がほしい ・室内にエアコンを設置してほしい ・夏場は熱中症の危険性がある事からエアコンを取り付けるなどして対策してほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用扇風機を設置するなどして対応しておりますが、空調システムの導入は困難です。多くの競技がカーテンを閉め切りに行われていますし、大型扇風機の設置も団体によっては風そのものを嫌がる事もあることから検討課題となっております。そのため適度に休憩を取りながら、空気の入替などを行って活動していただきたいと思っております。 |
| <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年トイレに関して意見を出しているが改善されない ・トイレを最低でも1つは洋式にしてほしい ・トイレを新しくしてほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続を伴うトイレの改造は大きな課題であると考えております。しかしながら、多額の費用を要することから、指定管理者として対応することは難しいものと判断しています。 |
| <p>【施設設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワーの設備があるとありがたい ・照明が暗い。蛍光灯の球切れがある ・照明をLEDに変更してほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・シャワールームの設置、公共下水道への接続等課題も多く、また費用も相当額を要することから、課題とは捉えています。指定管理者としての対応は困難と判断しています。 ・蛍光灯交換は、できるだけ速やかに対応するように心掛けておりますが、交換が高所により困難・人員が必要である為、すぐに行えないのが現状。 ・前年度から蛍光灯の亚克力カバーを一部取り外し、出来る限り照度の確保をしております |
| <p>【卓球】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卓球台の点検・整備をしてほしい ・傾いている卓球台があったりと具合の悪い台があるので修理するか交換してほしい ・卓球台のネットやサポートを新しくしてほしい | <ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館卓球台との調整等を図りながら、よりよい卓球台の確保に努めてまいります。 |
| <p>【料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・値上がりし、高い ・使用料が高すぎ何を考えているのか | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年(令和元年)4月より利用料金改定が施行され260円値上がり、2019年(令和元年)10月より消費税増税に伴い30円の値上がりとなっている |

意見記述欄

| | |
|--------------|---|
| <p>指定管理者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査における満足度目標値を、2018年(平成30年)度末「95%以上」としていただきましたので、2019年(令和元年)度からの期間においてもこの目標値を継続し、契約期間満了年度である2024年(令和6年)度末「95%以上」とします。 ・アンケート調査におきましては、指定管理者による管理運営が満足度77.6%、2019年(令和元年)度:82.1%、2018年(平成30年)度:71.9%と目標数値からはかけ離れている結果になっているのが現状となっております。依然として取り組まねばならない課題が多く、満足度の向上として対応すべき事としては、汲み取り式トイレ、冷暖房設備の未設置、シャワー設備の未設置、卓球台の老朽化が上げられております。今後も市と協議を重ねてまいりたいと思います。 ・卓球台は市民体育館の卓球台の脚や天板と分解し入替を実施しました。従前よりは改善されてきていると考えておりますが、利用者の満足意識を十分に満たすレベルには至っていません。 ・利用者からは、様々な視点からのご意見が寄せられておりますが、寄せられた意見を検討し、可能な限り対処してまいります。 ・今後とも「指定管理者の広聴活動」として、継続した調査を実施してまいります。アンケート調査を実施する場合には、佐倉市直営施設、佐倉市指定管理施設共通の設問を設けて実施することも、公共施設の指定管理検討、評価を進める上での参考になるのではないのでしょうか。 |
| <p>佐倉市</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○昨年度に比べ、アンケート結果の満足度が低下しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のための利用制限が原因と考えられます。継続利用意向が93.9%と非常に高い数値を示していることから、コロナ禍において概ね良好な管理ができていると判断しております。ス ○施設の老朽化から、ハード面の課題が多くありますが、指定管理者と連携を図りながら計画的に修繕を行ってまいります。 |

⑥総合評価

【令和2年度】
意見記述欄

| | |
|--------------|---|
| <p>指定管理者</p> | <p>□指定管理受託の平成26年度より、概ね適切な管理運営が行われたものと判断いたしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る休館の影響で、全体的な数値の減少に繋がっています。 ・利用者から、空調整備、トイレの改修などに多くの要望が寄せられていますが、市と協議を行いながら出来る限り良好な環境整備に努めてまいりたいと考えています。 ・運動用具、備品の更新は、寄付等により現状よりは良好な状態の卓球台を確保するなど、市の支援を含めて対応しておりますが、根本的な解決には到っていません。佐倉市民体育館でも運動用具、備品の更新が大きな課題であることから、これらとの調整の中で順次更新してまいります。 ・大会開催やイベント的事業を行う場合には、その参加者、観覧者等の人数により、事前に汲み取り槽に余裕を確保しておかなければなりません。日曜日対応となると衛生業者は営業しておらず急な対応もできないこと、トイレの状況から多数の連続利用処理には限界があるなどの問題に留意しておく必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> * 便器数: 男性用: 小便器3・和式大便器1、女性用: 和式2 ・桜の道路上への突出、落枝による車両への損害、台風による倒木など、高所作業となる高木の伐採、剪定が引き続きの課題となっておりますが、高木の伐採や広場出入口への砂利搬入作業に市の協力を得ながら対応してまいります。 |
| <p>佐倉市</p> | <p>○施設の老朽化など、課題となっている部分も随所にあります。日々の修繕など柔軟に対応していただき、年間を通して良好な管理運営が実施されたと考えております。今後も施設の利用推進に努めて</p> <p>○利用者から施設の改修要望が多く上がっていることから、市と指定管理者の双方で協議を行い課題の解決を図り、施設の利用推進を進めて参ります。</p> |